

### 3. 営業譲渡と会社分割（その1）

Q3：カネボウが産業再生機構に支援要請した時には、化粧品事業部を切り出す手法としては営業譲渡ではなく、会社分割と言われていたのにどうして営業譲渡になったのでしょうか。そもそも会社分割にもいろいろあるようですが、どのような内容でしょうか？

A3：会社分割は、経済界から企業グループの再編を視野に入れ、経営の合理化を柔軟かつ迅速に対応できるような法制度が必要であるとの強い要望をふまえ、企業組織再編成の手續を大幅に簡素化するなど、これまでの法制度の難点を克服し、企業組織再編成を柔軟かつ迅速に行うことを可能にした新しい法制度です。

#### （1）新設分割 と 吸収分割

「会社分割」とは、分割を行う会社（分割会社）が、その営業の全部又は一部を他の会社に承継させる手續をいいます。営業を承継する会社が、新たに設立される場合（「新設分割」）と、既存の他の会社である場合（「吸収分割」）とによって、2つに分類されます。

#### （2）物的分割（分社型） と 人的分割（分割型）

会社分割によって新設会社又は承継会社の株式が新たに発行されることになりませんが、その株式を誰に割当ててるかによって、次の2つに分類されます。

##### 物的分割（分社型）

分割会社（A社）の営業の全部又は一部を承継する新設会社又は承継会社（B社）が、営業の対価として発行するB社株式を、A社に割当ててる場合をいいます。分割会社（A社）が単独で新設分割を行う場合は、新設会社（B社）はA社の100%子会社となります。

物的分割（分社型）による分社化は、従来から行われていた営業譲渡による分社化の手段（現物出資等による子会社設立や増資）と得られる効果は同じです。しかし、営業譲渡による分社化の場合、個々の権利義務の移転手續が必要となりますし（個別承継）、手續が煩雑であるという難点がありました。しかし、会社分割という手法を用いれば、権利義務の移転につき個別的な手續が不要となり（包括承継）、手續が簡便で済みます。

##### 人的分割（分割型）

分割会社（A社）の営業の全部又は一部を承継する新設会社又は承継会社（B社）が、営業の対価として発行するB社株式を、A社の株主に割当ててる場合をいいます。

従来は、A社の株主に対して、直接的にB社株式を割当てることができませんでしたが、今後は持株会社のもとで複数の子会社を整理統合する場合や、中小企業の株主間の紛争を解決する場合などに検討されるスキームです。さらに、人的分割の中には、特定の株主のみ新設会社の株を交付し、会社の営業とともに株主をも分けてしまう「非按分型」があり、これを含めると、会社分割には合計5つの基本類型があることとなります。